



感対第1208-3号
令和3年1月15日

関係医療機関等 各位

埼玉県保健医療部長

新型コロナウイルスワクチン接種に係る接種予定者数の把握について（依頼）

日頃、本県の感染症対策に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在、本県では新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備に早急に取り組んでいるところですが、令和3年1月8日に厚生労働省から発出された通知において、①最初に実施する優先接種の対象者である「医療従事者等」の定義、及び②医療従事者等の具体的な接種対象者の把握スケジュールなどが示されたところです。

つきましては、通知の内容を踏まえ、各医療機関等における接種予定者数について、照会をさせていただきますので、御協力をお願いいたします（詳細は別紙1のとおりです）。

担 当

新型コロナウイルスワクチンチーム
（感染症対策課内）

048-830-7501・7330
a3510-22@pref.saitama.lg.jp

依頼 接種予定者数等の把握について 【期限：1月22日（金）】

- 令和3年1月8日の厚生労働省通知により、優先接種の対象者である「医療従事者等」の定義が明確化されました。

優先接種対象者となる医療従事者等の範囲

- 医療従事者等は、業務の特性として**新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者と頻繁に接する業務を行うことから、暴露の機会が多く優先的に接種する必要がある。（最終的に接種は個人の判断であり、業務従事への条件とはならない。）**

【医療従事者の範囲】(令和3年1月8日付の通知による。正式には1月に行われる分科会で決定予定)

対象者	留意点
病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者※を含む)に頻繁に接する機会のある医師その他の職員 ※積極的に疑う場合だけではなく、発熱・呼吸器症状を有し、感染患者がわからない患者を含む。	- 診療科、職種は限定しない（歯科も含まれる）。 - 委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。
薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員（登録販売者を含む）	当該薬局が店舗販売業等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については専ら薬局に従事するとともに、主に患者への対応を行う者に限る。
新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員	
自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者	- 以下のような業務に従事する者が想定される。 ① 患者と接する業務を行う保健所職員、検疫所職員等（積極的疫学調査、患者からの検体採取や患者の移送等の患者と接する業務を行う者） ② 宿泊療養施設で患者に頻繁に接する者（健康管理、生活支援の業務により、患者と頻繁に接する業務を行う者） ③ 自宅、宿泊療養施設や医療機関の間の患者移送を行う者

- については、ワクチンの流通調整等のため、医療従事者等として接種を受ける予定人数を把握する必要がありますので、下記のとおり御回答いただきますようお願いいたします。

記

1 御回答いただく項目

- ① 所属する医療機関等の種類（病院、診療所、歯科診療所、薬局等から選択）
- ② 医療機関等の名称
- ③ 医療機関等の所在地（市町村名を省略せず御入力ください。）
- ④ 接種を予定している医療従事者等の人数（職種別）
（医師または歯科医師、看護師、その他の職種、委託業者ごとに）
- ⑤ 連絡先（担当者名、電話番号）

2 回答方法

大量のデータを短時間で集計する必要性から、「埼玉県電子申請システム」により御回答ください。（所要時間は5分ほどです。）

（電子申請の方法）

下記のURLまたは右記のQRコードから、埼玉県電子申請システムにアクセスしていただき、回答内容を入力してください。

※ スマートフォン、タブレットからでも入力可能です。



電子申請システム

（電子申請システム）

https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=20321

なお、下記のURLまたは右記のQRコードから、電子申請の手続きをわかりやすく解説したページにアクセスできますので、参考にしてください。

※ スマートフォン、タブレットからでも入力可能です。



解説ページ

（解説ページ）

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/kaisetsu_1.html

※ パソコン等で電子申請システムのページ及び解説ページにアクセスする方法については、別紙2をご覧ください。

3 回答期限

令和3年1月22日（金）

4 今後の予定

今後、2月10日を目途に、接種対象者リスト（対象者の氏名、住所等を記載）の作成を別途依頼させていただく予定です。

国においてリストの様式が定まり次第、回答方法等も含めてご連絡いたしますので、対象者の把握等の準備をお願いいたします。

5 問合せ先

保健医療部 新型コロナウイルスワクチンチーム

病院・診療所	感染症対策課	048-830-7501・7330
歯科診療所	健康長寿課	048-830-3575
薬局	薬務課	048-830-3622
国・市町村	保健医療政策課	048-830-3526